

令和 6 年度
備前圏域相談支援事業者
に対する集団指導資料
【 相談支援編 】

令和 7 年 3 月
岡山県備前県民局

資 料 目 次

○ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改訂内容(抜粋)	1
○ 主眼事項及び着眼点等(指定地域移行支援)	1 2
○ 主眼事項及び着眼点等(指定地域定着支援)	3 2
○ 就労選択支援について(抜粋)	4 9

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

令和6年2月6日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月 * 拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限
(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 100単位/日

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所 (加算) 100単位/日 * 拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所 (加算) 200単位/日 * 連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

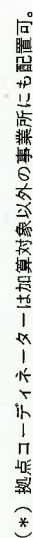
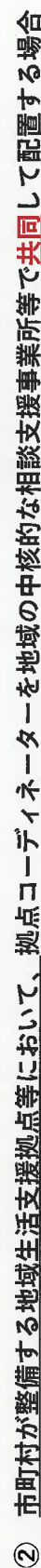
③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。
(1月に3回を限度)

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算 (II) 60単位/日



①市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が単独で配置する場合



【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月

- 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型）基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1人以上配置した場合。

当該相談支援事業所等の計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援にそれぞれ加算する。

*コーデイネーター1人当たり100回/月までの算定とする。

【拠点コーディネーターの役割（例）】

- 市町村との連絡体制、基幹相談支援センターや相談支援事業所との連携体制、市町村（自立支援）協議会との連携体制、通教法人で拠点機能を担う場合の連携体制や丘連立体制の整理等の地域における連携体制の構築緊急事態に備えた二次受け入れ支援、地域移行に関するニーズの把握や動機づけ支援等

* 相対支援事業所は、拠点コーディネーターの役割は地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことに留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。

本報酬は法第七十七条第三項の地域生活支援拠点等の体制整備に係る加算であることから、市町村は、本報酬を理由に、障害者相談支援事業の委託料を減額することがないよう留意。

- 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）・自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワーク上において相互に連携して運営されており、かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた当該事業者又は、ネットワーク上の関係機関（星幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合、それ等の事業所が地域生活支援拠点等の機能で担う当該サービス費に加算する。

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

① 強度行動障害を有する者の受入体制の強化

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害者支援加算（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。

（現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4、5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害者支援養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。
- 重度障害者支援加算（共同生活援助）
- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【重度障害者支援加算（共通）】

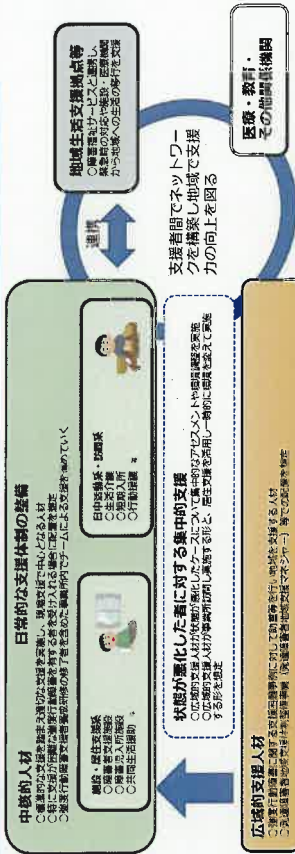
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

② 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行的環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
	生活介護・施設入所支援	短期入所	生活介護・施設入所支援	短期入所	生活介護・施設入所支援	短期入所
生活介護・施設入所支援	受入・体制 180単位	初期 400単位	【新設】受入 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

③ 行動援助における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

【行動援助の基本報酬】（例）

- ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合（現行）407単位 →（見直し後）437単位
- ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位 →（見直し後）1,904単位

- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。

- ・ 医療・教育等の関係機関との連携
- ・ 行動関連項目18点以上の者の受入れ
- ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

④ 重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）

- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

障害者の意思決定支援を推進するための方策

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- ・ 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- ・ 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- ・ 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- ・ サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※ 障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

○ 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

○ 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、障害児相談支援、地域定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

算定要件

- 以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
 - ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
 - ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

情報公表未報告の事業所への対応

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- ・ 100分の5に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

② 基本報酬の見直し（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

自立生活援助	【現 行】	自立生活援助サービス費 (Ⅰ) 1,558単位/月 (30人未満)	1,090単位/月 (30人以上)
		自立生活援助サービス費 (Ⅱ) 1,166単位/月 (30人未満)	817単位/月 (30人以上)
	【見直し後】	自立生活援助サービス費 (Ⅰ) 1,566単位/月 (30人未満)	1,095単位/月 (30人以上)
		自立生活援助サービス費 (Ⅱ) 1,172単位/月 (30人未満)	821単位/月 (30人以上)
地域移行支援	【新 設】	自立生活援助サービス費 (Ⅲ) 700単位/月	* 居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定
	【現 行】	地域移行支援サービス費 (Ⅰ) 3,504単位/月	(Ⅱ) 3,062単位/月、(Ⅲ) 2,349単位/月
地域定着支援	【見直し後】	地域移行支援サービス費 (Ⅰ) 3,613単位/月	(Ⅱ) 3,157単位/月 (Ⅲ) 2,422単位/月
	【現 行】	・体制確保費 306単位/月 緊急時支援費 (Ⅰ) 712単位/日 緊急時支援費 (Ⅱ) 95単位/日	
	【見直し後】	・体制確保費 315単位/月 緊急時支援費 (Ⅰ) 734単位/日 緊急時支援費 (Ⅱ) 98単位/日	

③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 500単位/月
* 自立生活援助サービス費(Ⅰ)において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、基本報酬を引き上げ
- ※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	報酬引き上げ
機能強化 (I)	4 名以上	1,864 単位	2,014 単位
機能強化 (II)	3 名以上	1,764 単位	1,914 単位
機能強化 (III)	2 名以上	1,672 単位	1,822 単位
機能強化 (IV)	1 名以上	1,622 単位	1,672 単位
機能強化なし		1,522 単位	1,572 単位

※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ

※2 模範事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加
「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算
地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100 単位	(新) 300 単位 (中核的な役割を担う相談支援事業所の場合) 100 単位 (上記以外)

- 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告)算定対象事業所を追加(※2と同じ)

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づき相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。35

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100 単位	計画作成月：200 単位 モニタリング月：300 単位
	(新) 通院同行	-	300 単位
	(新) 情報提供	-	150 単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各 300 単位	同左
	(新) 通院同行	-	300 単位
	(新) 情報提供	-	150 単位
その他加算	訪問	200・300 単位	300 単位
	情報提供	100 単位	150 単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等
医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算		
行動障害支援体制加算	35 単位	対象者あり：60 単位 対象者なし：30 単位
精神障害者支援体制加算	-	
(新) 高次脳機能障害者支援体制加算	-	

- 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

主眼事項及び着眼点等（指定地域移行支援）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第1 基本方針	(1) 指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われているか。 (2) 指定地域移行支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われているか。 (3) 指定地域移行支援事業者は、自らその提供する指定地域移行支援の質の評価を行い、常にその改善を図られているか。 (4) 指定地域移行支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	法第51条の23 平24厚令27第2条第1項 平24厚令27第2条第2項 平24厚令27第2条第3項 平24厚令27第2条第4項	運営規程 地域移行支援計画 ケース記録 運営規程 地域移行支援計画 ケース記録 自己評価資料 自己評価結果を改善に繋げていることが分かる記録 運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類
第2 人員に関する基準			
1 従業者			
(1) 指定地域移行支援従事者	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに専らその職務に従事する者（指定地域移行支援従事者）を置いているか。 （ただし、指定地域移行支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。）	法第51条の23第1項 平24厚令27第3条第1項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表
(2) 相談支援専門員	指定地域移行支援従事者のうち1人以上は、平成24年厚生労働省告示第226号「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定める相談支援専門員でなければならない。	平24厚令27第3条第2項 平24厚告226	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 研修修了書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
2 管理者	<u>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。</u> <u>(ただし、指定地域移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</u> (経過措置) 指定基準の施行の日(平成24年4月1日)前に、地域移行支援に準ずる事業を行っていた事業所であって、1の(2)の相談支援専門員の配置が困難であると都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長)が認める場合は、当分の間、相談支援専門員を配置しないことができる。	平24厚令27第4条 平24厚令27附則第2条	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 適宜必要と認める資料
第3 運営に関する基準		法第51条の23第2項	
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) <u>指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域移行支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った地域相談支援給付決定障害者(利用申込者)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、23に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域移行支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</u> (2) <u>指定地域移行支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</u>	平24厚令27第5条第1項 平24厚令27第5条第2項	重要事項説明書 利用契約書 重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に交付した書面
2 契約内容の報告等	<u>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</u>	平24厚令27第6条	契約内容報告書
3 提供拒否の禁止	指定地域移行支援事業者は、正当な理由がなく、指定地域移行支援の提供を拒んでいないか。	平24厚令27第7条	適宜必要と認める資料
4 連絡調整に対	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支	平24厚令27	適宜必要と認め

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
する協力	援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	第8条	る資料
5 サービス提供 困難時の対応	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域移行支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24厚令27 第9条	適宜必要と認め る資料
6 受給資格の確 認	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確かめているか。	平24厚令27 第10条	受給者証の写し
7 地域相談支援 給付決定の申請 に係る援助	(1) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令27 第11条第1項 平24厚令27 第11条第2項	適宜必要と認め る資料 適宜必要と認め る資料
8 心身の状況等 の把握	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平24厚令27 第12条	アセスメント記 録 ケース記録
9 指定障害福祉 サービス事業者 等との連携等	(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事	平24厚令27 第13条第1項 平24厚令27 第13条第2項	地域移行支援計 画 ケース記録 地域移行支援計 画 ケース記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
10 身分を証する書類の携行	<u>業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u> 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平24厚令27第14条	適宜必要と認める資料
11 サービスの提供の記録	<u>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供した際は、当該指定地域移行支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定地域移行支援の提供の都度記録しているか。</u> <u>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域移行支援を提供したことについて確認を受けているか。</u>	平24厚令27第15条第1項 平24厚令27第15条第2項	サービス提供の記録 サービス提供の記録
12 指定地域移行支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限定されているか。 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に対して説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、13の(1)又は(2)に規定する支払については、この限りでない。)	平24厚令27第16条第1項 平24厚令27第16条第2項	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
13 地域相談支援給付費の額等の受領	<u>(1) 指定地域移行支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域移行支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域移行支援につき障害者総合支援法第51条の14第3項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額)の支払を受けているか。</u> (2) 指定地域移行支援事業者は、(1)の支払を	平24厚令27第17条第1項 平24厚令27	請求書 領収書 請求書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
14 地域相談支援 給付費の額に係 る通知等	<u>受ける額のほか、地域相談支援給付決定障 害者の選定により通常の事業の実施地域 以外の地域の利用者を訪問して指定地域 移行支援を提供する場合は、それに要した 交通費の額の支払を地域相談支援給付決 定障害者から受けることができるが、支払 を受けているか。</u>	第17条第2項	領収書
	<u>(3) 指定地域移行支援事業者は、(1)及び(2) の費用の額の支払を受けた場合は、当該費 用に係る領収証を当該費用の額を支払っ た 地域相談支援給付決定障害者に対 し交付し ているか。</u>	平24厚令27 第17条第3項	領収書
	<u>(4) 指定地域移行支援事業者は、(2)の交通 費については、あらかじめ、地域相談支援 給付決定障害者に対し、その額について説 明を行い、地域相談支援給付決定障害者の 同意を得ているか。</u>	平24厚令27 第17条第4項	重要事項説明書
	<u>(1) 指定地域移行支援事業者は、法定代理受 領により指定地域移行支援に係る地域相 談支援給付費の支給を受けた場合は、地域 相談支援給付決定障害者に対し、当該地域 相談支援給付決定障害者に係る地域相談 支援給付費の額を通知しているか。</u>	平24厚令27 第18条第1項	通知の写し
	<u>(2) 指定地域移行支援事業者は、13の(1)の法 定代理受領を行わない指定地域移行支援 に係る費用の額の支払を受けた場合は、そ の提供した指定地域移行支援の内容、費用 の額その他必要と認められる事項を記載 したサービス提供証明書を地域相談支援 給付決定障害者に対して交付しているか。</u>	平24厚令27 第18条第2項	サービス提供証 明書の写し
15 指定地域移行 支援の具体的取 扱方針	<u>指定地域移行支援の方針は、第1に規定する 基本方針に基づき、次に掲げるところによるも のとしているか。</u>	平24厚令27 第19条	
	<u>(1) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指 定地域移行支援従事者に、基本相談支援に 関する業務及び地域移行支援計画の作成 その他指定地域移行支援に関する業務を 担当させるものとする。</u>	平24厚令27 第19条第1号	地域移行支援計 画 従業者が地域移 行支援計画を作 成していること が分かる書類
	<u>(2) 指定地域移行支援事業所の管理者は、相 談支援専門員に、相談支援専門員以外の指 定地域移行支援従事者に対する技術的指 導及び助言を行わせるものとする。</u>	平24厚令27 第19条第2号	相談支援専門員 が従業者に指導 及び助言した記 録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
16 地域移行支援 計画の作成等	(3) 指定地域移行支援事業者は、 <u>地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じ、その者の支援を適切に行うとともに、指定地域移行支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</u>	平24厚令27 第19条第3号	地域移行支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録 面接記録
	(4) 指定地域移行支援の提供に当たっては、 <u>利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援には配慮するものとする。</u>	平24厚令27 第19条第4号	利用者又はその家族に説明を行った記録(面接記録等)
	(5) 指定地域移行支援の提供に当たっては、 <u>利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。</u>	平24厚令27 第19条第5号	利用者又はその家族に説明を行った記録(面接記録等)
	(1) 指定地域移行支援従事者は、 <u>利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定地域移行支援に係る計画(地域移行支援計画)を作成しているか。</u>	平24厚令27 第20条第1項	地域移行支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録
	(2) 指定地域移行支援従事者は、 <u>地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</u>	平24厚令27 第20条第2項	アセスメントを実施したことが分かる書類 面接記録
	(3) 指定地域移行支援従事者は、 <u>アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。</u>	平24厚令27 第20条第3項	アセスメントを実施したことが分かる書類 面接記録
	(4) 指定地域移行支援従事者は、 <u>アセスメントに当たっては、利用者に面接しているか。この場合において、指定地域移行支援従事者は、面接の趣旨を利用者に対して十分</u>	平24厚令27 第20条第4項	アセスメントを実施したことが分かる書類 面接記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
17 地域における生活に移行するための活動に関する支援	に説明し、理解を得ているか。		
	(5) 指定地域移行支援従事者は、 <u>アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成しているか。この場合において、当該指定地域移行支援事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。</u>	平24厚令27 第20条第5項	地域移行支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類
	(6) 指定地域移行支援従事者は、 <u>計画作成会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めているか。</u>	平24厚令27 第20条第6項	計画作成会議の記録
	(7) 指定地域移行支援従事者は、 <u>地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</u>	平24厚令27 第20条第7項	地域移行支援計画
	(8) 指定地域移行支援従事者は、 <u>地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しているか。</u>	平24厚令27 第20条第8項	利用者に交付した記録 地域移行支援計画
	(9) 指定地域移行支援従事者は、 <u>地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行っているか。</u>	平24厚令27 第20条第9項	地域移行支援計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録
	(10) <u>地域移行支援計画に変更があった場合、(2)～(8)に準じて取り扱っているか。</u>	平24厚令27 第20条第10項	(2) から (8) に掲げる確認資料
	(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。18において同じ。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身	平24厚令27 第21条第1項	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努めているか。 (2) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対して(1)の支援を提供するに当たっては、おおむね週に一回以上、利用者との対面により行っているか。	平24厚令27 第21条第2項	適宜必要と認める資料
18 障害福祉サービスの体験的な利用支援	指定地域移行支援事業者は、障害福祉サービスの体験的な利用支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行っているか。	平24厚令27 第22条	適宜必要と認める資料
19 体験的な宿泊支援	(1) 指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について、次に定める要件を満たす場所において行っているか。 ① 利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えていること。 ② 衛生的に管理されている場所であること。 (2) 指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができるが、委託により行っているか。	平24厚令27 第23条第1項	適宜必要と認める資料
20 関係機関との連絡調整等	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供するに当たっては、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関（24の（2）において「関係機関」という。）との連絡調整その他の便宜の供与を行っているか。	平24厚令27 第24条	適宜必要と認める資料
21 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平24厚令27 第25条	適宜必要と認める資料
22 管理者の責務	(1) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者その他の従業者の管理、指定地域移行支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者に平成24年厚生労	平24厚令27 第26条第1項	適宜必要と認める資料
		平24厚令27 第26条第2項	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
23 運営規程	働省令第27号（指定地域相談支援基準）の第2章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定地域移行支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項	平24厚令27 第27条	運営規程
24 勤務体制の確保等	(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域移行支援を提供できるよう、指定地域移行支援事業所ごとに、指定地域移行支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 (2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、当該指定地域移行支援事業所の指定地域移行支援従事者によって指定地域移行支援を提供しているか。 (ただし、18及び19の(2)の規定により、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援並びに利用者の退院又は退所後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の指定地域移行支援事業者への委託により行われる住居の確保及び関係機関との連絡調整その他の便宜の供与については、この限りでない。) (3) 指定地域移行支援事業者は、(2)のただし書の規定により指定地域移行支援に係る業務の一部を他の指定地域移行支援事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。 (4) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平24厚令27 第28条第1項 平24厚令27 第28条第2項 平24厚令27 第28条第3項 平24厚令27 第28条第4項	従業者の勤務表 勤務形態一覧表 または雇用形態が分かる書類 委託契約書 業務報告書 研修計画、研修実施記録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	(5) 指定地域移行支援事業者は、適切な指定地域移行支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平24厚令27 第28条第5項	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
25 業務継続計画の策定等	(1) 指定地域移行支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域移行支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定地域移行支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行っているか。 (3) 指定地域移行支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	平24厚令27 第28条の2第1項 平24厚令27 第28条の2第2項 平24厚令27 第28条の2第3項	業務継続計画 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類
26 設備及び備品等	指定地域移行支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域移行支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	平24厚令27 第29条	適宜必要と認める資料
27 衛生管理等	(1) 指定地域移行支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 (2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 (3) 指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定地域移行支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者	平24厚令27 第30条第1項 平24厚令27 第30条第2項 平24厚令27 第30条第3項	衛生管理に関する書類 衛生管理に関する書類 委員会議事録

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
28 掲示等	<u>に周知徹底を図っているか。</u> ② <u>当該指定地域移行支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。</u> ③ <u>当該指定地域移行支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。</u>		感染症の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類
	(1) <u>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域移行支援の実施状況、指定地域移行支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定地域移行支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定地域移行支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。</u> (2) <u>指定地域移行支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。</u>	平24厚令27第31条第1項、第2項 平24厚令27第31条第3項	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物 公表していることが分かる書類
29 秘密保持等	(1) <u>指定地域移行支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</u> (2) <u>指定地域移行支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令27第32条第1項 平24厚令27第32条第2項	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書(就業規則等)
30 情報の提供等	(3) <u>指定地域移行支援事業者は、計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</u>	平24厚令27第32条第3項	個人情報同意書
	(1) <u>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定地域移行支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行う</u>	平24厚令27第33条第1項	情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
31 利益供与等の 禁止	<u>よう努めているか。</u>		
	(2) <u>指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</u>	平24厚令27 第33条第2項	事業者のHP画面・パンフレット
	(1) <u>指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</u>	平24厚令27 第34条第1項	適宜必要と認める資料
32 苦情解決	(2) <u>指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</u>	平24厚令27 第34条第2項	適宜必要と認める資料
	(1) <u>指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令27 第35条第1項	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
	(2) <u>指定地域移行支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u>	平24厚令27 第35条第2項	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル
	(3) <u>指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、障害者総合支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u>	平24厚令27 第35条第3項	市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	(4) <u>指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、障害者総合支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定地域移行支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員から</u>	平24厚令27 第35条第4項	都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
33 事故発生時の 対応	<u>の質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u> (5) <u>指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、障害者総合支援法第51条の27第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u> (6) <u>指定地域移行支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</u> (7) <u>指定地域移行支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</u>	平24厚令27 第35条第5項 平24厚令27 第35条第6項 平24厚令27 第35条第7項	都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 都道府県等への報告書 運営適正化委員会の調査又はあつせんに協力したことが分かる資料
	(1) <u>指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</u>	平24厚令27 第36条第1項	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録
	(2) <u>指定地域移行支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</u>	平24厚令27 第36条第2項	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録
	(3) <u>指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</u>	平24厚令27 第36条第3項	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
34 虐待の防止	指定地域移行支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定地域移行支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定地域移行支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	平24厚令27 第36条の2	委員会議事録 研修を実施したことが分かる書類 担当者を配置していることが分かる書類
35 会計の区分	指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域移行支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平24厚令27 第37条	収支予算書・決算書等の会計書類
36 記録の整備	(1) 指定地域移行支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域移行支援を提供した日から5年間保存しているか。 ① 提供した指定地域移行支援に係る必要な事項の提供の記録 ② 地域移行支援計画 ③ 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平24厚令27 第38条第1項 平24厚令27 第38条第2項	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類 左記①～⑤の記録
37 電磁的記録等	(1) 指定一般相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は6	平24厚令27 第46条第1項	電磁的記録簿冊

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。 （2）指定一般相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができるか。	平24厚令27 第46条第2項	適宜必要と認める資料
第4 変更の届出等	（1）指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の58で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 （2）指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第51条の25 第1項 施行規則第34条の58 法第51条の25 第2項 施行規則第34条の58	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
第5 地域移行支援サービス費の算定及び取扱い		法第51条の14 第3項	
1 基本事項	（1）指定地域相談支援に要する費用の額は、<u>平成24年厚生労働省告示第124号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表地域相談支援給付費単位数表により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定め</u>	平24厚告124 の一 平18厚告539	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
2 地域移行支援 サービス費	<u>る一単位の単価を乗じて算定しているか。</u> <u>(ただし、その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額となっているか。)</u>	法第51条の14 第3項	
	<u>(2) (1)の規定により指定地域相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</u>	平24厚告124 の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<u>(1) 地域移行支援サービス費 (Ⅰ) 及び地域移行支援サービス費 (Ⅱ) については、平成30年厚生労働省告示第114号「厚生労働大臣が定める基準」に適合するものとして都道府県知事 (指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。) に届け出た指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。ただし、地域移行支援サービス費 (Ⅰ) を算定している場合にあつては、地域移行支援サービス費 (Ⅱ) は算定しない。</u>	平24厚告124 別表第1の1の注1 平30厚告114	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<u>(2) 地域移行支援サービス費 (Ⅲ) については、(1)に規定する平成30年厚生労働省告示第114号「厚生労働大臣が定める基準」に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業者以外の指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</u>	平24厚告124 別表第1の1の注1の2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<u>(3) 指定地域移行支援事業者が、第3の16に定める基準を満たさないで、又は利用者との対面による支援 (第3の17の(2)の規定による利用者との対面による支援をいう。) を1月に2日以上行わないで指定地域移行支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</u>	平24厚告124 別表第1の1の注2	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<u>(4) 平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域」に定める地域の精神科病院又は障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等に入院、入所等している地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合 (3) に定め</u>	平24厚告124 別表第1の1の注3 平21厚告176	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	る場合を除く。)に、特別地域加算として、<u>1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</u> (5) <u>平成30年厚生労働省告示第114号「厚生労働大臣が定める基準」に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、地域移行支援を行った場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500点を加算しているか。</u> <u>ただし、平成30年厚生労働省告示第114号第2号の2のイの(4)に規定する拠点コーディネーター1人につき、当該指定地域移行支援事業所並びに平成18年厚生労働省令第171号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第206条の14第1項に規定される当該指定地域移行支援事業所と相互に連携して運営される指定自立支援援助事業者、指定地域定着支援事業者、法第51条の17第1項第1号に規定される指定特定相談支援事業者及び昭和22年法律第164号「児童福祉法」第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。</u> (6) <u>法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報にかかる報告を行っていない場合には、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u> (7) <u>指定基準第28条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分に1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u> (8) <u>指定基準第36条の2各号に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u>	平24厚告124 別表第1の1の注4 平30厚告114 平18厚令171 法第51条の17第1項第1号 昭22法164 平24厚告124 別表第1の1の注5 法第76条の3第1項 平24厚告124 別表第1の1の注6 平24厚令27第28条の2 平24厚告124 別表第1の1の注7 平24厚令第36条の2 平24厚告124 別表第1の1の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
2の2 ピアサポート体制加算	<u>平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第三号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た</u>	平24厚告124 別表第1の1の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平30厚告114の第三号	
2の3 初回加算	指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を行った場合に、指定地域移行支援の利用を開始した月について、1月につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告124 別表第1の1の3の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
3 集中支援加算	指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合(2の(3)に定める場合を除く。)に、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、4の退院・退所月加算が算定される月は、加算しない。	平24厚告124 別表第1の2の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
4 退院・退所月加算	(1) 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院又は退所等をする日が属する月(翌月に退院、退所等することが確実に見込まれる場合であって、退院、退所等をする日が翌月の初日等であるときにあつては、退院、退所等をする日が属する月の前月)に、指定地域移行支援を行った場合(2の(3)に定める場合を除く。)に、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、当該地域相談支援給付決定障害者が、退院、退所後等をした後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあつては、加算しない。 (2) 退院・退所月加算を算定する地域相談支援給付決定障害者が、精神科病院に入院した日から起算して3月以上1年未満の期間内に当該精神科病院から退院した者である場合には、更に1月につき所定単位数に500単位を加算しているか。	平24厚告124 別表第1の3の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
5 障害福祉サービスの体験利用加算	(1) 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅰ)については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合(2の(3)に定める場合を除く。)に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して5日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。 (2) 障害福祉サービスの体験利用加算(Ⅱ)	平24厚告124 別表第1の4の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
		平24厚告124	体制等状況一覧

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	については、<u>指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</u> (3) <u>平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第四号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）又は障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ）を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</u>	別表第1の4の注2 平24厚告124 別表第1の4の注3 平30厚告114の第四号	表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
6 体験宿泊加算	(1) <u>体験宿泊加算（Ⅰ）については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援（第3の19の（Ⅰ）に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。）を提供した場合（2の（3）及び（2）に定める場合を除く。）に、体験宿泊加算（Ⅰ）及び体験宿泊加算（Ⅱ）を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</u> (2) <u>体験宿泊加算（Ⅱ）については、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合（2の（3）に定める場合を除く。）に、体験宿泊加算（Ⅰ）及び体験宿泊加算（Ⅱ）を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</u> (3) <u>平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第五号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、Ⅰの体験宿泊加算（Ⅰ）又はⅡの体験宿泊加算（Ⅱ）を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</u>	平24厚告124 別表第1の5の注1 平24厚告124 別表第1の5の注2 平24厚告124 別表第1の5の注3 平 30 厚告 114 の第五号準用（第四号）	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
7 居住支援連携	平成30年厚生労働省告示第114号に規定する	平24厚告124	体制等状況一覧

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
体制加算	「厚生労働大臣が定める基準」第六号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	別表第1の6の注 平30厚告114の第六号	表、当該加算の届出書等
8 地域居住支援体制強化推進加算	指定地域移行支援事業所の従業者が、当該指定地域移行支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域移行支援事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告124 別表第1の7の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

(注) 下線を付した項目が標準確認項目

主眼事項及び着眼点等（指定地域定着支援）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第1 基本方針	(1) <u>指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行われているか。</u> (2) <u>指定地域定着支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われているか。</u> (3) <u>指定地域定着支援事業者は、自らその提供する指定地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図られているか。</u> (4) <u>指定地域定着支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</u>	法第51条の23 平24厚令27 第39条第1項 平24厚令27 第39条第2項 平24厚令27 第39条第3項 平24厚令27 第39条第4項	運営規程 地域定着支援台帳 ケース記録 運営規程 地域定着支援台帳 ケース記録 自己評価資料 自己評価結果を改善に繋げていることが分かる記録 運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類
第2 人員に関する基準		法第51条の23 第1項	
1 従業者			
(1) 指定地域定着支援従事者	<u>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する者(指定地域定着支援従事者)を置いているか。</u> <u>(ただし、指定地域定着支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。)</u>	平24厚令27 第40条 準用（第3条第1項）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表
(2) 相談支援専	指定地域定着支援従事者のうち1人以上は、平成	平24厚令27	勤務実績表

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
<u>門員</u>	<u>24年厚生労働省告示第226号「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定める相談支援専門員でなければならない。</u>	第40条 準用（第3条 第2項） 平24厚告226	出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 研修修了書
<u>2 管理者</u>	<u>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。</u> <u>（ただし、指定地域定着支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。）</u> （経過措置） 指定基準の施行の日（平成24年4月1日）前に、地域移行支援に準ずる事業を行っていた事業所であって、1の(2)の相談支援専門員の配置が困難であると都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長）が認める場合は、当分の間、相談支援専門員を配置しないことができる。	平24厚令27 第40条 準用（第4条） 平24厚令27 附則第2条	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 適宜必要と認める資料
<u>第3 運営に関する基準</u>		法第51条の23 第2項	
<u>1 内容及び手続の説明及び同意</u>	<u>（1）指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域定着支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った地域相談支援給付決定障害者（利用申込者）に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、21に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域定着支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</u> <u>（2）指定地域定着支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</u>	平24厚令27 第45条 準用（第5条 第1項） 平24厚令27 第45条 準用（第5条 第2項）	重要事項説明書 利用契約書 重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に 交付した書面
<u>2 契約内容の報告等</u>	<u>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</u>	平24厚令27 第45条 準用（第6条）	契約内容報告書
<u>3 提供拒否の禁止</u>	<u>指定地域定着支援事業者は、正当な理由がなく、指定地域定着支援の提供を拒んでいないか。</u>	平24厚令27 第45条 準用（第7条）	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
4 連絡調整に対する協力	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平24厚令27 第45条 準用（第8条）	適宜必要と認める資料
5 サービス提供困難時の対応	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域定着支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域定着支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24厚令27 第45条 準用（第9条）	適宜必要と認める資料
6 受給資格の確認	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等確かめているか。	平24厚令27 第45条 準用（第10条）	受給者証の写し
7 地域相談支援給付決定の申請に係る援助	(1) 指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令27 第45条 準用（第11条第1項） 平24厚令27 第45条 準用（第11条第2項）	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
8 心身の状況等の把握	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平24厚令27 第45条 準用（第12条）	アセスメント記録 ケース記録
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平24厚令27 第45条 準用（第13条第1項） 平24厚令27 第45条 準用（第13条第2項）	地域定着支援台帳 ケース記録 地域定着支援台帳 ケース記録
10 身分を証する	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援	平24厚令27	適宜必要と認め

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
書類の携行	従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	第45条 準用（第14条）	る資料
11 サービスの提供の記録	(1) 指定地域定着支援事業者は、<u>指定地域定着支援を提供した際は、当該指定地域定着支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定地域定着支援の提供の都度、記録しているか。</u> (2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、<u>地域相談支援給付決定障害者から指定地域定着支援を提供したことについて確認を受けているか。</u>	平24厚令27 第45条 準用（第15条第1項） 平24厚令27 第45条 準用（第15条第2項）	サービス提供の記録 サービス提供の記録
12 指定地域定着支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定地域定着支援事業者が、指定地域定着支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に対して説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、13の(1)又は(2)に規定する支払については、この限りでない)。	平24厚令27 第45条 準用（第16条第1項） 平24厚令27 第45条 準用（第16条第2項）	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
13 地域相談支援給付費の額等の受領	(1) 指定地域定着支援事業者は、<u>法定代理受領を行わない指定地域定着支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域定着支援につき障害者総合支援法第51条の14第3項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額)の支払を受けているか。</u> (2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、<u>地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域定着支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けることができるが、支払を受けているか。</u> (3) 指定地域定着支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係	平24厚令27 第45条 準用（第17条第1項） 平24厚令27 第45条 準用（第17条第2項） 平24厚令27 第45条	請求書 領収書 請求書 領収書 領収書

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
14 地域相談支援 給付費の額に係 る通知等	<u>る領収証を当該費用の額を支払った地域相談 支援給付決定障害者に対し交付しているか。</u>	準用（第17条 第3項）	重要事項説明書
	<u>（4）指定地域定着支援事業者は、（2）の交通費に ついては、あらかじめ、地域相談支援給付決定 障害者に対し、その額について説明を行い、地 域相談支援給付決定障害者の同意を得ている か。</u>	平24厚令27 第45条 準用（第17条 第4項）	
	<u>（1）指定地域定着支援事業者は、法定代理受領に より指定地域定着支援に係る地域相談支援給 付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給 付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付 決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を 通知しているか。</u>	平24厚令27 第45条 準用（第18条 第1項）	通知の写し
15 指定地域定着 支援の具体的取 扱方針	<u>（2）指定地域定着支援事業者は、13の（1）の法定 代理受領を行わない指定地域定着支援に係る 費用の額の支払を受けた場合は、その提供し た指定地域定着支援の内容、費用の額その他 必要と認められる事項を記載したサービス提 供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対 して交付しているか。</u>	平24厚令27 第45条 準用（第18条 第2項）	サービス提供証 明書の写し
	<u>指定地域定着支援の方針は、第1に規定する基本 方針に基づき、次に掲げるところによるものとし ているか。</u>	平24厚令27 第41条	地域定着支援台 帳 従業者が地域定 着支援台帳を作 成していること が分かる書類
	<u>（1）指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地 域定着支援従事者に、基本相談支援に関する 業務及び地域定着支援台帳の作成その他指定 地域定着支援に関する業務を担当させるもの とする。</u>	平24厚令27 第41条第1号	
	<u>（2）指定地域定着支援事業所の管理者は、相談支 援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域 定着支援従事者に対する技術的指導及び助言 を行わせるものとする。</u>	平24厚令27 第41条第2号	相談支援専門員 が従業者に指導 及び助言した記 録
	<u>（3）指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の 状況等に応じて、その者の支援を適切に行わ なければならない。</u>	平24厚令27 第41条第3号	地域定着支援台 帳 アセスメント及 びモニタリング に関する記録 面接記録
	<u>（4）指定地域定着支援の提供に当たっては、利用 者が自立した日常生活又は社会生活を営むこ とができるよう、利用者の意思決定の支援に 配慮するものとする。</u>	平成24厚令27 第41条第4号	適宜必要と認め る資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
16 地域定着支援 台帳の作成等	<u>(5) 指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。</u>	平24厚令27 第41条第5号	利用者又はその家族に説明を行った記録(面接記録等)
	<u>(1) 指定地域定着支援従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳(地域定着支援台帳)を作成しているか。</u>	平24厚令27 第42条第1項	地域定着支援台帳 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類
	<u>(2) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、適切な方法によりアセスメントを行っているか。</u>	平24厚令27 第42条第2項	地域定着支援台帳 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録
	<u>(3) 指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、指定地域定着支援の職務に従事する者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</u>	平24厚令27 第42条第3項	アセスメントを実施したことが分かる書類 面接記録
	<u>(4) 指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断力について丁寧に把握しているか。</u>	平24厚令27 第42条第4項	アセスメントを実施したことが分かる書類 面接記録
	<u>(5) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行っているか。</u>	平24厚令27 第42条第5項	地域定着支援台帳 アセスメント及びモニタリングに関する記録
	<u>(6) 地域定着支援台帳に変更があった場合、(2)から(4)に準じて取り扱っているか。</u>	平24厚令27 第42条第6項	(2)から(4)に掲げる確認資料
17 常時の連絡体制の確保等	(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保しているか。	平24厚令27 第43条第1項	適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
18 緊急の事態における支援等	(2) 指定地域定着支援事業者は、適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握しているか。	平24厚令27 第43条第2項	適宜必要と認める資料
	(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。	平24厚令27 第44条第1項	適宜必要と認める資料
	(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じているか。	平24厚令27 第44条第2項	適宜必要と認める資料
	(3) 指定地域定着支援事業者は、(2)の一時的な滞在による支援について、次に定める要件を満たす場所において行っているか。 ① 利用者が一時的な滞在进行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えていること。 ② 衛生的に管理されている場所であること。	平24厚令27 第44条第3項	適宜必要と認める資料
	(4) 指定地域定着支援事業者は、(2)の一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。	平24厚令27 第44条第4項	適宜必要と認める資料
19 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平24厚令27 第45条 準用（第25条）	適宜必要と認める資料
20 管理者の責務	(1) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者その他の従業者の管理、指定地域定着支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	平24厚令27 第45条 準用（第26条第1項）	適宜必要と認める資料
	(2) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に指定地域相談支援基準の第3章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	平24厚令27 第45条 準用（第26条第2項）	適宜必要と認める資料
21 運営規程	指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援	平24厚令27	運営規程

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定地域定着支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項	第45条 準用（第27条）	
22 勤務体制の確保等	(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域定着支援を提供できるよう、指定地域定着支援事業所ごとに、指定地域定着支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 (2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに、当該指定地域定着支援事業所の指定地域定着支援従事者によって指定地域定着支援を提供しているか。 (ただし、18の(4)の規定により指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる一時的な滞在による支援については、この限りでない。) (3) 指定地域定着支援事業者は、(2)のただし書の規定により指定地域定着支援に係る業務の一部を他の指定地域定着支援事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。 (4) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 (5) 指定地域定着支援事業者は、適切な指定地域定着支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平24厚令27 第45条 準用（第28条第1項） 平24厚令27 第45条 準用（第28条第2項） 平24厚令27 第45条 準用（第28条第3項） 平24厚令27 第45条 準用（第28条第4項） 平24厚令27 第45条 準用（第28条第5項）	従業者の勤務表 勤務形態一覧表 または雇用形態 が分かる書類 委託契約書 業務報告書 研修計画、研修実施記録 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
23 業務継続計画	(1) 指定地域定着支援事業者は、感染症や非常災	平24厚令27	業務継続計画

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
の策定等	害の発生時において、利用者に対する指定地域定着支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定地域定着支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 (3) 指定地域定着支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	第45条 準用（第28条の2第1項） 平24厚令27 第45条 準用（第28条の2第2項） 平24厚令27 第45条 準用（第28条の2第3項）	研修及び訓練を実施したことが分かる書類 業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類
24 設備及び備品等	指定地域定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	平24厚令27 第45条 準用（第29条）	適宜必要と認める資料
25 衛生管理等	(1) 指定地域定着支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 (2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 (3) 指定地域定着支援事業者は、当該指定地域定着支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定地域定着支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 ② 当該指定地域定着支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定地域定着支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。	平24厚令27 第45条 準用（第30条第1項） 平24厚令27 第45条 準用（第30条第2項） 平24厚令27 第45条 準用（第30条第3項）	衛生管理に関する書類 衛生管理に関する書類 委員会議事録 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
26 掲示等	ているか。 (1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域定着支援の実施状況、指定地域定着支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定地域定着支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定地域定着支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。 (2) 指定地域定着支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。	平24厚令27 第45条 準用（第31条 第1項・第2項） 平24厚令27 第45条 準用（第31条 第3項）	事業所の掲示物 又は備え付け閱 覧物 公表しているこ とが分かる書類
27 秘密保持等	(1) 指定地域定着支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定地域定着支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定地域定着支援事業者は、計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を 用いる場合は、あらかじめ文書により当該利 用者又はその家族の同意を得ているか。	平24厚令27 第45条 準用（第32条 第1項） 平24厚令27 第45条 準用（第32条 第2項） 平24厚令27 第45条 準用（第32条 第3項）	従業者及び管理 者の秘密保持誓 約書 従業者及び管理 者の秘密保持誓 約書 その他必要な措 置を講じたこと が分かる文書（就 業規則等） 個人情報同意書
28 情報の提供等	(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定地域定着支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 (2) 指定地域定着支援事業者は、当該指定地域定着支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	平24厚令27 第45条 準用（第33条 第1項） 平24厚令27 第45条 準用（第33条 第2項）	情報提供を行っ たことが分かる 書類（パンフレッ ト等） 事業者のHP画 面・パンフレット

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
29 利益供与等の禁止	(1) 指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域定着支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平24厚令27第45条 準用（第34条第1項） 平24厚令27第45条 準用（第34条第2項）	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
30 苦情解決	(1) 指定地域定着支援事業者は、<u>その提供した指定地域定着支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</u> (2) 指定地域定着支援事業者は、<u>(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</u> (3) 指定地域定着支援事業者は、<u>その提供した指定地域定着支援に関し、障害者総合支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u> (4) 指定地域定着支援事業者は、<u>その提供した指定地域定着支援に関し、障害者総合支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定地域定着支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u> (5) 指定地域定着支援事業者は、<u>その提供した指定地域定着支援に関し、障害者総合支援法第51条の27第1項の規定により都道府県知事又</u>	平24厚令27第45条 準用（第35条第1項） 平24厚令27第45条 準用（第35条第2項） 平24厚令27第45条 準用（第35条第3項） 平24厚令27第45条 準用（第35条第4項） 平24厚令27第45条 準用（第35条	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物 苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル 市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 都道府県または市町村からの指導または助言を

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</u> (6) <u>指定地域定着支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)の改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</u> (7) <u>指定地域定着支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</u>	第5項) 平24厚令27 第45条 準用 (第35条 第6項) 平24厚令27 第45条 準用 (第35条 第7項)	受けた場合の改善したことが分かる書類 都道府県等への報告書 運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料
31 事故発生時の対応	(1) <u>指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</u> (2) <u>指定地域定着支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</u> (3) <u>指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</u>	平24厚令27 第45条 準用 (第36条 第1項) 平24厚令27 第45条 準用 (第36条 第2項) 平24厚令27 第45条 準用 (第36条 第3項)	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録 事故の対応記録 ヒヤリハットの記録 再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)
32 虐待の防止	<u>指定地域定着支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。</u> ① <u>当該指定地域定着支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</u> ② <u>当該指定地域定着支援事業所において、</u>	平24厚令27 第45条 準用 (第36条 の2)	委員会議事録 研修を実施した

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
33 会計の区分	<u>従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。</u> ③ <u>①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</u> 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域定着支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平24厚令27 第45条 準用（第37条）	ことが分かる書類 担当者を配置していることが分かる書類 収支予算書・決算書等の会計書類
34 記録の整備	<u>(1) 指定地域定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</u> <u>(2) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域定着支援を提供した日から5年間保存しているか。</u> ① <u>提供した指定地域定着支援に係る必要な事項の提供の記録</u> ② <u>地域定着支援計画</u> ③ <u>地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知に係る記録</u> ④ <u>苦情の内容等の記録</u> ⑤ <u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u>	平24厚令27 第45条 準用（第38条第1項） 平24厚令27 第45条 準用（第38条第2項）	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類 左記①～⑤の記録
35 電磁的記録等	(1) 指定一般相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は6の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるか。 (2) 指定一般相談支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものに	平24厚令27 第46条第1項 平24厚令27 第46条第2項	電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
第4 変更の届出等	ついては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができるか。 (1) 指定一般相談支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の58で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 (2) 指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第51条の25第1項 施行規則第34条の58 法第51条の25第2項 施行規則第34条の58	適宜必要と認める資料 適宜必要と認める資料
第5 地域定着支援サービス費の算定及び取扱い		法第51条の14第3項	
1 基本事項	(1) 指定地域相談支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第124号「<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準</u>」の別表地域相談支援給付費単位数表により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「<u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価</u>」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額となっているか。) (2) (1)の規定により指定地域相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平24厚告124の一 平18厚告539 法第51条の14第3項 平24厚告124の二	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
2 地域定着支援サービス費	(1) 体制確保費については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域定着支援として、常時の連絡体制の確保等（第3の17の規定による常時の連絡体	平24厚告124別表第2の1の注1	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>制の確保等をいう。)を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</u> (2) 緊急時支援費 (I) については、<u>指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援 (第3の18の(2)に規定する一時的な滞在による支援をいう。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</u> (3) 平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「<u>厚生労働大臣が定める基準</u>」第七号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、緊急時支援費 (I) を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 (4) 緊急時支援費 (II) については、<u>指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜 (午後10時から午前6時までの時間をいう。) に電話による相談援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、この場合において、緊急時支援費 (I) を算定している場合は、算定しない。</u> (5) <u>指定地域定着支援事業者が、16の (3) 又は17の (2) に定める基準を満たさないで指定地域定着支援を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</u> (6) 平成21年厚生労働省告示第176号「<u>厚生労働大臣が定める地域</u>」に定める地域に居住している利用者に対して、指定地域定着支援を行った場合((5)に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 (7) 平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「<u>厚生労働大臣が定める基準</u>」第七号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、地域生活支援拠点	平24厚告124 別表第2の1の 注2 平24厚告124 別表第2の1の 注2の2 平 30 厚告 114 の第七号 平24厚告124 別表第2の1の 注2の3 平24厚告124 別表第2の1の 注3 平24厚告124 別表第2の1の 注4 平21厚告176 平24厚告124 別表第1の1の 注5 平30厚告114 平18厚令171	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等 体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
	<u>機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算しているか。</u> <u>ただし、平成30年厚生労働省告示第114号第2号の2のイの(4)に規定する拠点コーディネーター1人につき、当該指定地域移行支援事業所並びに平成18年厚生労働省令第171号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第206条の14第1項に規定される当該指定地域移行支援事業所と相互に連携して運営される指定自立支援援助事業者、指定地域定着支援事業者、法第51条の17第1項第1号に規定される指定特定相談支援事業者及び昭和22年法律第164号「児童福祉法」第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。</u>	法第51条の17第1項第1号 昭22法164	
	<u>(8) 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報にかかる報告を行っていない場合には、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u>	平24厚告124 別表第1の1の注6	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<u>(9) 指定基準第45条において準用する指定基準第28条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u>	平24厚告124 別表第1の1の注7 平24厚令27第45条準用（第28条の2）	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
	<u>(10) 指定基準第45条において準用する指定基準第36条の2各号に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</u>	平24厚告124 別表第1の1の注8 平24厚令27第45条準用（第36条の2）	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
3 ピアサポート 体制加算	<u>平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第八号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</u>	平24厚告124 別表第2の2の注 平30厚告114の第八号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
4 日常生活支援 情報提供加算	<u>指定地域定着支援事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活の維持するために必要と認められる場合において、当該指定地域定着支援事業所の</u>	平24厚告124 別表第2の3の注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	確認文書
5 居住支援連携 体制加算	従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第六号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告124 別表第2の4の 注 平 30 厚告 114 の第六号	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等
6 地域居住支援 体制強化推進加算	指定地域定着支援事業所の従業者が、当該指定地域定着支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域定着支援事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。	平24厚告124 別表第2の5の 注	体制等状況一覧表、当該加算の届出書等

(注) 下線を付した項目が標準確認項目

就労選択支援について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

就労選択支援の法令事項

法の条文

第五條 (略)

※ 第13項を新設

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けると又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして①主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の②主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の③主務省令で定める便宜を供与することという。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

公布済みのもの

＜障害者総合支援法施行規則＞ ※令和6年1月25日公布

①主務省令で定める者

- ・ 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

②主務省令で定める事項

- ・ 障害の種類及び程度/就労に関する意向/就労に関する経験/就労するために必要な配慮及び支援/就労するための適切な作業の環境/その他適切な選択のために必要な事項

③主務省令で定める便宜

- ・ 障害福祉サービス事業を行う者その他の関係者との適切な支援の提供のために必要な連絡調整 等

④その他

- ・ 支給決定の有効期間：1か月又は2か月のうち市町村が定める期間 等

＜報酬告示＞ ※令和6年3月15日公布

就労選択支援サービス費：1,210単位/日、特定事業所集中減算：200単位/日 等

今後公布予定のもの

＜政令＞ ※令和6年度中に公布予定

施行期日：令和7年10月1日

＜告示＞ ※令和6年度中に公布予定

基準省令において、就労選択支援員の要件を「厚生労働大臣が定めるもの」と規定しており、当該要件を規定する（就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする等。詳細後述）

※ 上記の他、就労選択支援の創設に伴う所要の規定の整備を行うため関係政令・省令・告示を改正予定であり、令和6年度中に公布予定

＜基準省令＞ ※令和6年1月25日公布

○人員基準

- ・ 就労選択支援員は、常勤換算方法で利用者の数を15で除した数以上
- ・ 就労選択支援員は指定就労選択支援の提供に当たる者として「厚生労働大臣が定めるもの」とする

○運営基準

- ・ 実施主体は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの等とする
- ・ 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定
(一部改定)

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。(令和7年10月1日施行)

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- ※ 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本報酬の設定等

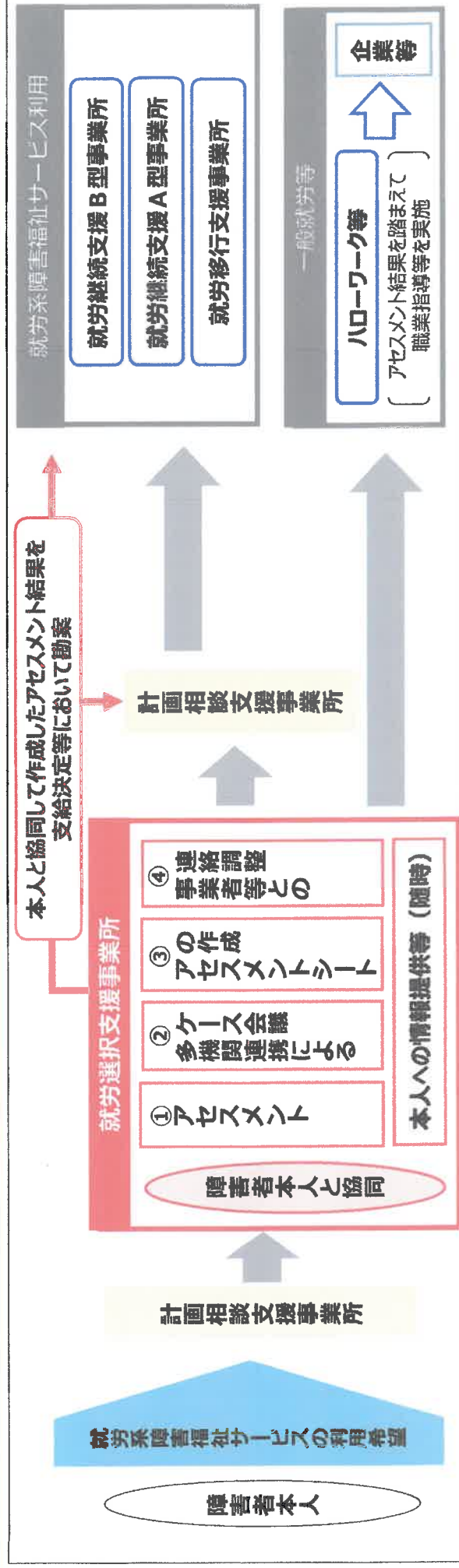
- 就労選択支援サービス費 1,210単位/日
 - 特定事業所集算減算 200単位/日
- 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1か月 1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理(アセスメント)を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。



実施主体

○ 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関等

○ 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする。

従事者の人員配置・要件

○ 就労選択支援員 15：1以上

・ 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。

※ 経過措置として、令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。

・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績（注）が通算5年以上あることを要件とする。

※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。

・ 就労選択支援は短時間のサービスの提供であることから、個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。

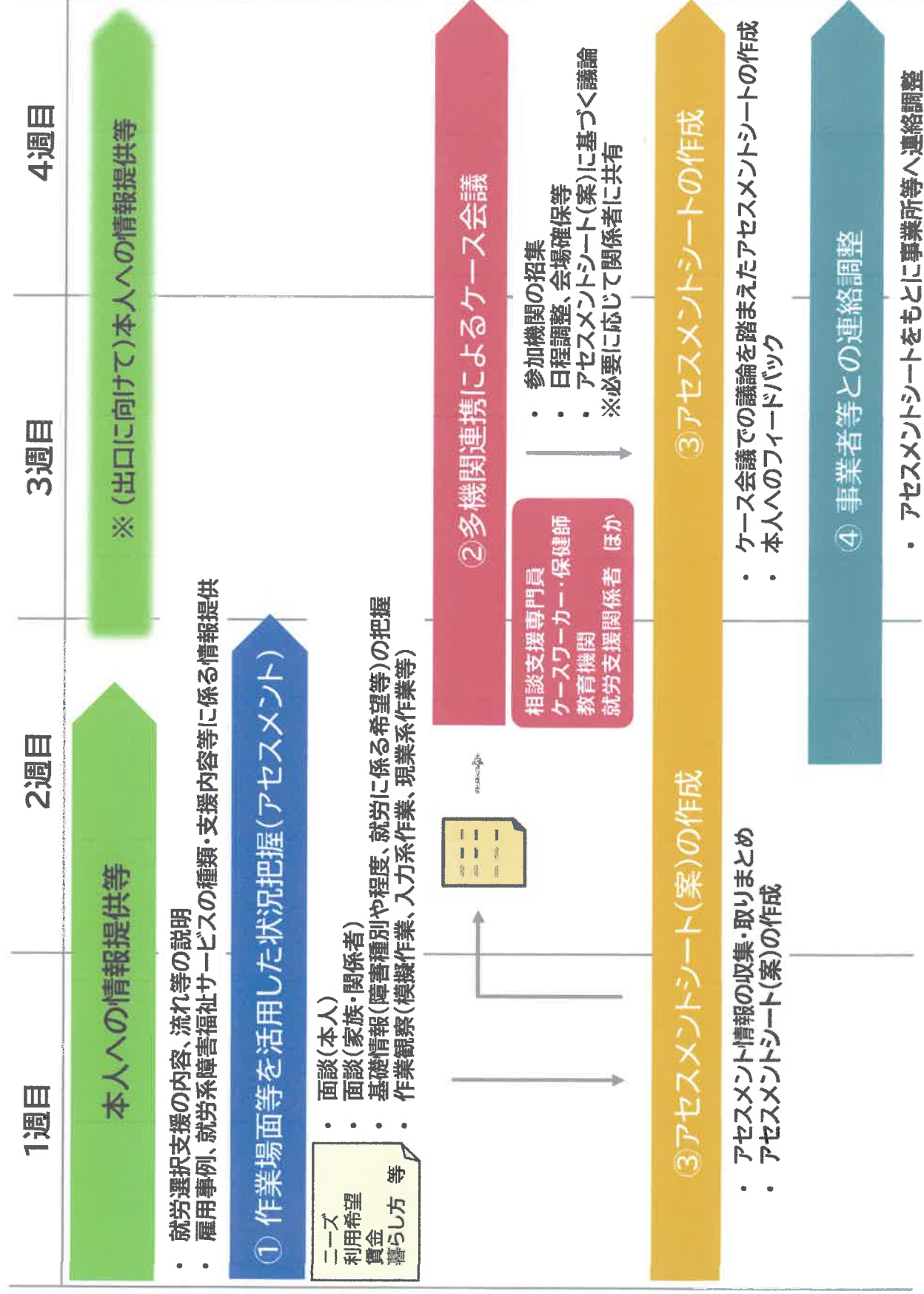
（注）「障害者の就労支援分野の勤務実績」は、直接処遇職員として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターにおいて支援を行った実績とする。（令和9年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績を含む。）



特別支援学校等における取扱い

○ より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

就労選択支援サービスの流れ（標準1か月イメージ）



1. 実施主体について

概要

- 就労選択支援の実施主体については、指定基準において、「就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの~~その他~~のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者」と定めている。
- 地域によっては「過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの」(要件①)を満たす事業者が存在しない場合もあるが、地域の実情に応じて就労選択支援事業者を確保するため、「その他~~のこれら~~と同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者」(要件②)についても、実施主体として認めている。

方向性

- 要件②については、例えば、以下のような事業者について都道府県知事が認めることを想定している。
 - ・ 障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター又は障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関であって、要件①を満たすもの
- また、同一市区町村内に就労選択支援事業所が存在しない場合には、例えば以下のような事業者についても、都道府県知事が認めることを想定している。
 - ・ 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去10年間の連続する3年間に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの

2. 就労選択支援員の要件・養成・兼務について

概要

- 就労選択支援を行う事業所が配置すべき就労選択支援員については、指定基準において、「指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」としている。

方向性

- 上記の「厚生労働大臣が定めるもの」については、以下の内容を令和6年度中に告示で示す。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。
 - ・ 経過措置として、令和9年度末まで(※1)は、基礎的研修(※2)又は基礎的研修と同等以上の研修(※3)の修了者を就労選択支援員とみなす。
 - ・ 就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績が通算5年以上あることとする(※4)。なお、基礎的研修の実施状況を踏まえ、令和9年度末までは、基礎的研修と同等以上の研修(※3)の修了者でも受講可能とする。
- 令和7年度の就労選択支援員養成研修については、研修の質を担保する観点から、国において実施する。具体的には、令和7年6月頃から、定員約80人規模の研修を年に10回程度実施予定。具体的な実施時期や申込方法等は令和7年4月以降、順次、案内予定。
- 就労選択支援員の兼務について、一体的に運営する就労移行支援事業所等の職業指導員等の直接処遇に係る職員は、利用者に対するサービス提供に支障が無い場合は、就労選択支援員に従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できるものとする。(現行の就労定着支援員と同様の取扱い)

※1 令和6年度報酬改定の概要において、「就労選択支援員養成研修開始から2年間」と示した要件について、「令和9年度末まで」とする。

※2 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が行う「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」

※3 基礎的研修と同等以上の研修については、以下の研修とする。

・ 就業支援基礎研修 ・ 職場適応援助者養成研修 ・ サービス管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修(就労支援コース)

※4 「障害者の就労支援分野の勤務実績」とは、直接処遇職員として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、就労定着支援事業所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターにおいて支援を行った実績とする。(令和9年度末までに基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修を修了していることを以て就労選択支援員として勤務した実績を含む。)

3. 報酬算定について

概要

- 就労選択支援では、指定基準において、
 - ①短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等整理（アセスメント）
 - ②アセスメント結果の作成に当たって、利用者及び関係機関等を招集して多機関連携によるケース会議を開催
 - ③アセスメント結果を作成し、利用者等へ情報提供
 - ④利用者への適切な支援に向け、必要に応じて事業所など関係機関との連絡調整を行うことが規定されている（①～④を総称して、以下「事業内容」という）。
- また、指定基準において、アセスメント結果の作成に当たり、開催する会議については「テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの」とされている。
- 就労選択支援の報酬算定については、報酬告示において、「指定障害福祉サービス基準第173条の2に規定する指定就労選択支援を行った場合」に「1日につき1,210単位」と定められている。

方向性

- 就労選択支援の実施に関し、以下の点を留意事項として示す。
 - ・ 事業者においては、サービス提供記録の中で1日単位の支援内容を記録するものとし、事業内容のうち未実施の事項がある場合は、就労選択支援サービスを適切に提供しておらず、全体として報酬算定の対象とならない。
 - ・ 報酬算定の対象となるのは、就労選択支援として、利用者に対して、直接支援を行った場合とする。
 - ※ 利用者が同席する多機関連携によるケース会議や企業訪問は算定対象とするが、関係機関との連絡調整等のみ行うなど、利用者の参加を伴わない場合は算定対象としない。
 - ・ 事業内容のうち、①アセスメントについては、作業やコミュニケーション等に関する行動観察が極めて重要であることから、対面での実施を基本とする。一方で、②多機関連携によるケース会議や③利用者等へのアセスメント結果の提供、④事業者等との連絡調整については、対面での実施が難しい場合等、必要に応じて、テレビ電話装置等を活用した支援（オンラインによる支援）としても差し支えない。
 - ・ 1月当たりの利用日数は、就労移行支援等と同様、原則として各月の日数から8日を控除した日数を限度とする。

4. 就労選択支援の対象者について

概要

- 令和6年度報酬改定の概要において、以下に該当する者は、原則として就労選択支援を利用することとしている。
 - ・ 令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用する意向のある者
 - ・ 令和9年4月以降、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者
- さらに、令和6年度報酬改定検討チームにおいて、例外的に、就労移行支援等による就労アセスメントや暫定支給決定を経た就労継続支援A型等の利用が認められる場合として、以下のような事由（以下「例外事由」という）が示されている。
 - ・ 近隣に就労選択支援事業所がない場合
 - ・ 利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

方向性

- 例外事由に該当する場合は、就労移行支援等による就労アセスメントを経た就労継続支援B型の利用や、暫定支給決定を経た就労継続支援A型の利用、市町村審査会の個別審査を経た就労移行支援の標準利用期間を超えた利用を認める。
- ※ なお、就労選択支援を原則利用することとした趣旨は、利用者が就労先や働き方を適切に選択できるよう支援するためである。就労選択支援事業所においては、利用者に対して、就労に必要な知識や能力の向上に資する事業所等を適切に情報提供できるよう、日頃から地域の社会資源等に関する情報収集に努めるとともに、利用者の希望や能力、適性に応じた事業所等を見極めて情報提供すること。

5. 支給決定について

概要

- 施行規則において、支給決定の有効期間は「1月間又は2月間のうち市町村が定める期間」としている。
- 令和6年度報酬改定の概要においては、支給決定の期間について、以下のとおりとしている。
 - ・ 支給決定期間は1か月を原則とし、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。
 - ・ 市町村が、必要以上に就労選択支援を支給決定しないよう、支給決定事務処理要領において示す。
- さらに、令和6年度報酬改定検討チームにおいて、2か月の支給決定を行う場合としては、以下のような事由（以下「例外事由」という）が示されている。
 - ・ 自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合
 - ・ 作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、1か月以上の時間をかけた観察が必要な場合

方向性

- 支給決定事務処理要領において、市区町村が適切に支給決定を行うことができるよう、以下の内容を示す。
 - ・ 支給決定期間は原則1か月とし、例外事由に該当する場合のみ2か月の支給決定を行う
 - ・ 支給決定期間を延長することは原則想定していないが、1か月の支給決定を行い、支援開始後に例外事由に該当することが明らかになった場合に限り、一度のみ、再度1か月の支給決定を行う
- ※ 再度1か月の支給決定を行う場合や、就労選択支援利用後に就労系サービスの支給決定を行う場合には、市区町村が短期間で複数の支給決定を行うが必要になるが、障害支援区分の認定を要しない場合の調査については、事務処理要領において、「例えば、認定調査の調査項目を活用しつつ本人や家族、相談支援専門員等からの聞き取りを行うなど、市区町村において必要と考える調査を行い障害の程度を含めた心身の状況を把握する」旨を示しており、支給決定に当たって勘案すべき項目の中で、短期間で変化が想定されない調査項目を簡略化する等、工夫して差し支えないこととする。
- なお、就労選択支援を経た後の就労系障害福祉サービス利用に係る支給決定においては、就労選択支援で作成されたアセスメント結果を勘案することで、利用者本人の希望や能力、適正等に応じて、就労に必要な知識及び能力の向上に資するサービスの利用が促進されるよう留意すること。

6. 指定特定相談支援事業者との連携について

概要

- 指定基準において、就労選択支援に関する計画相談支援事業者の役割及び連携について、以下のとおり定めている。
 - ・ 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求める（指定基準第173条の7）
 - ・ 就労系サービス事業者は、利用者に対し、計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行う（指定基準第183条の2等）
 - ・ 相談支援専門員は、利用者が現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、就労移行支援の事業を行う者又は就労継続支援の事業を行う者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供その他必要な援助を行う（計画相談指定基準第15条3項6号）
 - ・ 相談支援専門員は、利用者が就労選択支援を利用している場合には、就労選択支援における評価及び整理の結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、就労選択支援事業者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行わなければならない（計画相談指定基準第15条3項7号）

方向性

- 就労選択支援の実施にあたっては、特にアセスメント結果の中立性の確保や、就労選択支援の利用に関する必要な情報提供等の観点から、計画相談支援事業者との連携は非常に重要であり、指定特定相談支援事業者が、就労選択支援事業者がアセスメントの結果の作成に当たって開催する会議に参加することに加えてサービス提供場面を訪問するなどの算定要件を満たす場合は、「サービス提供時モニタリング加算」（100単位/月）の算定を可能とする。

指定特定相談支援事業者（計画作成担当）と就労選択支援事業者の関係

※指定特定相談支援事業者を利用する場合の一例

